

11月11日から11月17日までは

# 「税を考える週間」です

「税を考える週間」とは、毎年11月11日から11月17日までの期間に行っている広報活動です。皆さんに税に対する理解を一層深めていただくことを目的としています。

## 「税に関する習字」 入賞作品展

～町内の小学生の入賞作品を展示します～

▼日時 11/11(木)～17(水)

▼場所 役場1階 正面玄関ホール

### 東海税理士会主催

## 無料税務相談を開催します

税にお困りのことはありませんか？  
東海税理士会小牧支部では無料相談会を開催しています。税にお困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。

▼開催日 毎週月曜日と水曜日（通年開催）

なお、「税を考える週間」中は、11月13日(土)、14日(日)、15日(月)、17日(水)に開催します。(予約制)

▼時間 午前10時～午後4時

▼場所 東海税理士会小牧支部事務局  
小牧市小牧三丁目555番地 ラピオ2階



※お車で越しの際は、ラピオ地下駐車場をご利用ください。

事務局を移転しました。

▼相談員 東海税理士会小牧支部に所属する税理士  
▼予約・問い合わせ 東海税理士会小牧支部  
☎0568(72)9712  
ホームページ <http://www.toukaizei-komaki.jp/>

# e-Tax の利用手続きが より便利になりました

## マイナンバーカード方式

- 用意するもの
- ①マイナンバーカード
  - ②ICカードリーダーライター

マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告できます。

既にe-TaxのID(利用者識別番号)を取得している方もe-TaxのID・パスワード(暗証番号)が不要になります。

## マイナンバーカードやICカードリーダーライターをお持ちでない方は… ID・パスワード方式

- 用意するもの
- ID・パスワード方式に対応した
  - ①ID(利用者識別番号)
  - ②パスワード(暗証番号)

IDとパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で申請してください。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。

平成30年1月以降、確定申告会場等で「ID・パスワード方式の届出完了通知」を受け取られた方は、既に利用開始届出書の提出はお済みですので、お手元の申告書等の控えをご確認ください。

※マイナンバーカード及びICカードリーダーライターが普及するまでの暫定的な対応です。

詳しい情報は [e-Tax ホームページ \(http://www.e-tax.nta.go.jp/\)](http://www.e-tax.nta.go.jp/) をご覧ください。

▼問い合わせ 小牧税務署 ☎0568(72)2111

### 事業主(給与支払者)の方へ

税務課 内線267  
1階 ③番窓口

#### 個人住民税の特別徴収推進のご案内

▼個人住民税(町民税・県民税)の特別徴収とは  
事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である従業員に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収し、納入する制度です。

地方税法第321条の4及び扶桑町条例第42条の規定により、給与を支払う事業主(給与支払者)は、原則として、すべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収することになっています。

▼特別徴収の事務  
毎年5月に特別徴収義務者宛てに、特別徴収税額の通知を送付します。その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

▼納期の特例  
従業員が常時10人未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。